

## リスク説明

匿名組合出資は、利益分配及び出資金の元本の償還が保証されているものではありません。そのため、借入人及び連帯保証人、当社の信用状況の悪化や、担保物件の価値下落等の影響により、匿名組合契約に基づく利益分配が困難になったり、出資金の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在します。

以下には、匿名組合出資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。もっとも、匿名組合出資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、出資者であるお客様は、自らの責任において、必要に応じ弁護士、税理士、公認会計士等の専門家に相談する等して、以下に記載された事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行ってください。

### 1、ローンファンド及びリスクの概要

ローンファンドとは、事業を営んでいる、または営もうとしている借り手に対し、運転資金、設備投資資金等を貸付けることで、事業に出資する仕組みです。

お客様は、匿名組合契約の営業者である株式会社ジャルコ（以下「ジャルコ」という。）との間で匿名組合契約を締結することにより、ジャルコに対して資金を拠出します。そして、ジャルコは、お客様よりご出資いただいた資金を、お客様が指定したローンファンドの借り手に対して貸付けを行い、その利息からお客様に分配を行います。この仕組みにより、お客様が借り手に対して直接にお金を貸付ける訳ではありませんが、同様の経済効果を得ることができます。

貸付けの実行にあたっては、借り手の返済計画や提供担保等を厳正に審査し、十分に回収が見込めるとジャルコが判断した先に対して貸付けを行います。貸付けが実行された後に、借り手の信用状態が悪化するなどして、借り手からの元利金返済が滞った場合には、お客様への分配の遅延や出資金が欠損するなどの損失が発生する可能性があります。

また、個々の案件により取組み方は異なりますが、貸付けにあたっては原則、担保を設定したり、連帯保証をしてもらうなどして、回収可能性を高めております。そして、借り手からの返済が滞った場合、ジャルコは担保権を実行したり、連帯保証人に対して保証債務の履行を請求し、貸付金の回収を図ることとなります。しかし、担保物件の価値が下落したり、連帯保証人の信用状態が悪化するなどして、お客様への利益分配が困難になったり出資金が欠損するなどの損失が発生する可能性があります。

### 2、借り手の信用リスク

お客様は、ジャルコが借り手に対し、金銭を貸付ける事業に出資します。そして、借り手からジャルコに対する貸付金の返済及び利息の支払いの一部が、ジャルコからお客様への出資金の返還及び利益分配に充てられることとなります。

この点、ローンファンドの借り手の返済能力の調査を行うため、ジャルコでは、貸金業法に則り審査

を行い、ジャルコの審査基準に満たないと判断した場合は、貸付けをお断りさせていただいています。

しかし、貸付け後の借り手の信用状況が悪化する等により、借り手からジャルコに対する返済が滞り、あるいは回収不可能になった場合には、お客様の出資金の元本が欠損する等の損失が発生する場合があります。

### 3、運営会社であるジャルコの信用リスク

お客様がローンファンドへの出資を行った後、万が一ジャルコの信用状況が悪化した場合は、出資金の全額を返還することができなくなり、お客様の出資金の元本が欠損する等の損失が発生する場合があります。

### 4、担保物件に関するリスク

ジャルコが取得する主な担保権は、下記のものが考えられます。

- A) 不動産抵当権
- B) 不動産根抵当権
- C) 質権
- D) 売掛債権
- E) 動産、その他

ジャルコは、担保権を取得するにあたり担保物件の評価を行い、貸付額は担保物件の売却により充分回収できる金額となるよう厳密な査定を行いますが、担保物件の価値の下落や、何らかの事情により担保物件の売却プロセスに遅延や障害が生じた場合には、お客様の出資金の元本が欠損する等の損失が発生する場合があります。

### 5、連帯保証人に関するリスク

連帯保証人の資力の調査を行うため、ジャルコでは、貸金業法に則り連帯保証人の審査を行っています。

もっとも、事後的な連帯保証人の信用状態の悪化等により、連帯保証人からの回収が困難な場合には、お客様の出資金の元本が欠損する等の損失が発生する場合があります。

### 6、税法・法制度の変更リスク

税法の規定又はその解釈に変更が生じた場合や、法制度の変更が行われた場合には、お客様の税負担の増加や収益の減少、または費用の増加がもたらされる可能性があります。

### 7、借り手との接触の禁止

借り手に対する貸付条件（貸付金額、貸付金利、資金使途、弁済の時期・方法、融資実行手数料等）は、ジャルコが自らの裁量において決定の上、借り手に提示するものであり、お客様は借り手への貸付けに関し、権利及び義務を有しておらず、お客様は、ジャルコによる貸付けに関し、借り手に直接接触することは禁じられており、また、借り手も、お客様に直接接触することは禁止されています。そのため、お客様が、借り手から直接債権回収等を行うことはできません。お客様が借り手に対して直接の接触をしたときは、それ以降、ジャルコの募集するファンドへの出資ができなくなることがあります。

もし万が一、お客様が借り手に直接接触した場合には、お客様が貸付行為を行っているものとされ、貸金業法（昭和58年法律第32号。以後の改正も含みます。）違反となる恐れがあります。

また、借り手からお客様に対して、直接の接触があったときは、お客様はジャルコに対して通報する義務があります。

以 上